事　業　概　要

令和４年度

［令和３年度実績］

高崎市食肉衛生検査所

目　　次

第１章　食肉衛生検査所の概要 1
１　高崎市食肉衛生検査所の概要 1
（１）名称等 1
（２）所管すると畜場及び食鳥処理場 1
（３）沿革 2

２　組織及び分掌 2
（１）組織図 2
（２）職種別職員数 2
（３）事務分掌 3
（４）食肉衛生検査所詳細 4
（５）主な備品一覧 5

３　検査手数料 7
（１）と畜検査 7
（２）食鳥検査 7

第２章　検査業務の概要 8
１　食肉検査業務の流れ 8

２　と畜検査 9
（１）開場日数及びと畜検査頭数 9
（２）月別と畜検査頭数 9
（３）と畜検査に基づく廃棄処分頭数 10

３　食鳥検査 11
（１）大規模食鳥処理場の開場日数及び処理羽数 11
（２）食鳥検査結果に基づく廃棄処分羽数（大規模食鳥処理場） 12

第３章　精密検査業務 13
１　精密検査 13
（１）と畜検査における精密検査実施状況 13
（２）食鳥検査における精密検査実施状況 13

２　ＢＳＥ（牛海綿状脳症）スクリーニング検査 14

第４章　食肉衛生確保対策 13
１　と畜場・食鳥処理場の衛生指導 15
（１）記録検査 15
（２）現場検査 15
（３）微生物試験 15

２　啓発事業 15

第５章　調査研究・研修会 15
１　調査研究発表状況 17

２　研修等 17

第１章　食肉衛生検査所の概要

1　高崎市食肉衛生検査所の概要

（１）名称等

名　　称　　高崎市保健医療部　食肉衛生検査所

所　在　地　　群馬県高崎市高松町５番地 28　高崎市総合保健センター4F

設置年月日　　平成 23 年 4 月 1 日

所管区域　　本市全域

（２）所管すると畜場及び食鳥処理場

と畜場　　1 か所

大規模食鳥処理場　2 か所

施設名	開設年	許可頭羽数			所在地
高崎食肉センター	1981	大動物　50頭/日	小動物　1,000頭/日	換算頭数　1,150頭/日	高崎市中里見町1729
株式会社朝びき若鶏	2015	鶏　13,300羽/日			高崎市神戸町359-1
株式会社ヤマショウフーズ群馬工場	2005	鶏　18,000羽/日			高崎市中泉町796-1

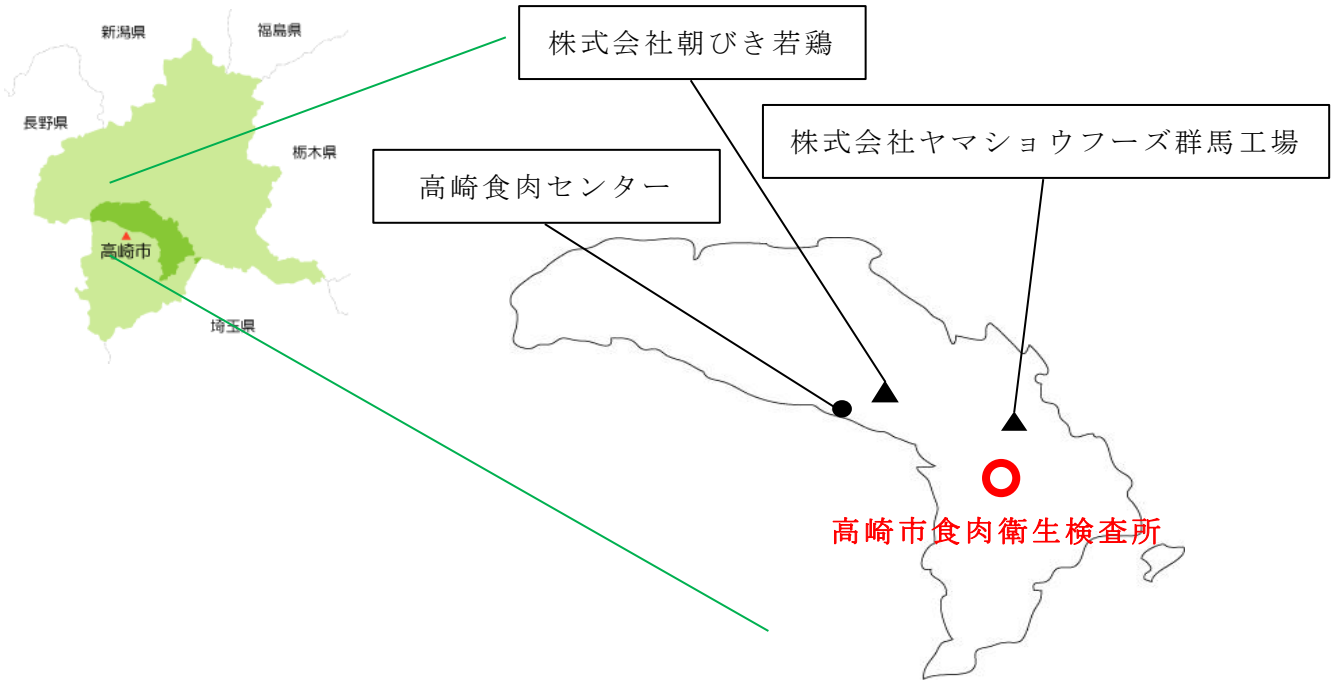

（３）沿革

平成 20 年 4 月	中核市移行に伴う保健所設置のため、保健所準備室を設置。
平成 21 年 4 月	獣医師職員を 2 名採用。同 2 名は中核市移行の準備のため、群馬県食肉衛生検査所へ派遣。
平成 22 年 4 月	獣医師職員を 6 名採用。前年度からの 2 名に加え、群馬県食肉衛生検査所へ派遣。
平成 23 年 4 月	中核市移行に伴い、高崎市総合保健センター4 階に食肉衛生検査所を設置。 獣医師職員を 6 名採用。職員 1 名は前年度に引き続き 1 年間群馬県食肉衛生検査所へ派遣。

2　組織及び分掌

（１）組織図

令和４年４月１日現在

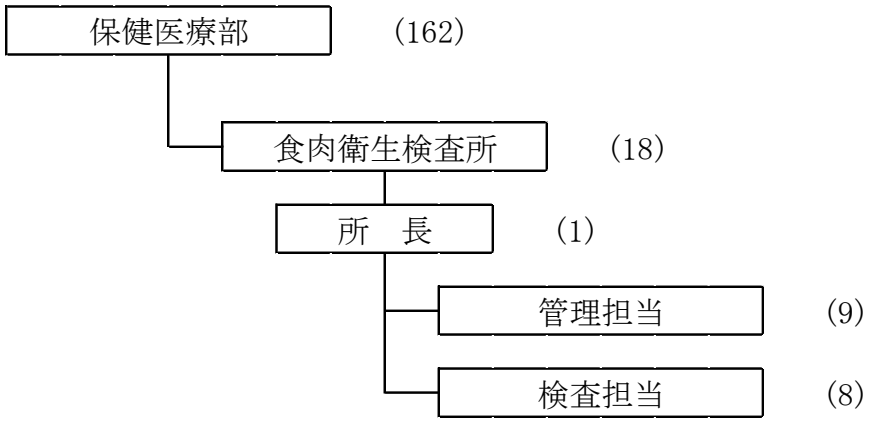

（２）職種別職員数

令和４年４月１日現在

担　当		獣医師					事務職	合計
		所長	係長	主査	主任獣医師	獣医師	所長補佐 兼 係長	
所　長		1						1
管理担当	総務			2	2		1	9
	監視			1	2	1		
検査担当	と畜検査		1	1		2		8
	食鳥検査			2	2			
合計		1	1	6	6	3	1	18

※　職員数に再任用、嘱託、臨時職員は除く。

（３）事務分掌

担　　当　　名	主　な　分　掌
管　理　担　当 （総　務）	・と畜検査・食鳥検査及び精密検査に関する業務の企画及び調整に関すること ・精密検査に関すること ・ＴＳＥ（ＢＳＥ）スクリーニング検査全般に関すること
管　理　担　当 （監　視）	・と畜場及び食鳥処理場のＨＡＣＣＰに基づく衛生指導に関すること
検　査　担　当 （と 畜 検 査）	・と畜場での検査に関すること ・と畜場の許認可等に関すること ・と畜場の運営管理及び衛生指導に関すること ・食肉の輸出に関すること
検　査　担　当 （食 鳥 検 査）	・食鳥処理場での検査に関すること ・食鳥処理場の許認可等に関すること ・食鳥処理場の運営管理及び衛生指導に関すること ・食鳥肉の輸出に関すること

（４）食肉衛生検査所詳細

ア　平面図・案内図

高崎市総合保健センター4Ｆ

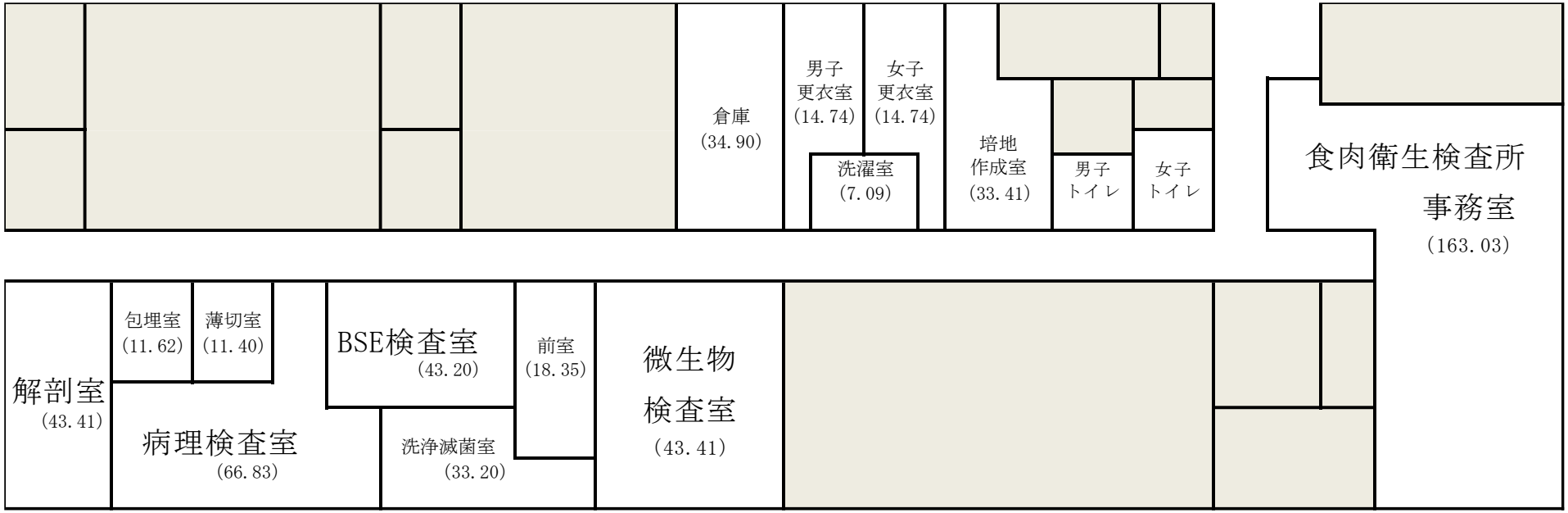

（　）内は面積を㎡で示す

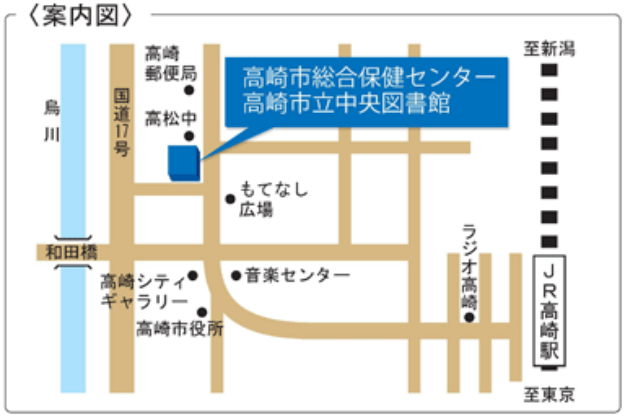

（５）主な備品一覧

設置場所		品名	数量
微生物関係	微生物検査室	安全キャビネット	1
		インキュベーター	3
		超低温フリーザー	1
		薬用保冷庫	1
		薬品保管庫	1
		高速冷却遠心機	1
		フリーザ付薬用保冷庫	2
		微生物検査用顕微鏡（位相差顕微鏡）	1
		ユニット恒温槽（EC用）	1
		パドル式食品ホモジナイザー	1
		PETデシケーター	1
		卓上振盪恒温槽	1
		生化学自動分析装置	1
		マルチチャンネルピペット	1
		ホットスターラー	1
		アルミブロック恒温槽	1
		電子上皿天秤　（秤量52g）	1
		電子上皿天秤（秤量2200g程度）	1
		培地分注器	1
		ラックトップ pH計	1
	培地作成室	電子上皿天秤（秤量220g程度）	1
		PT3100D型用ジェネレーターシャフト	1
		PETデシケーター	1
	BSE検査室	安全キャビネット	1
		卓上クリーンベンチ	1
		微量高速遠心機	1
		インキュベーター	1
		アルミブロック恒温槽	5
		多検体細胞破砕機	2
		吸光マイクロプレートリーダー	1
		吸引マニーホールドシステム	1
		リアルタイムPCR(PC付)	1
		サーマルサイクラー	1
		電気泳動装置	3
		ゲル撮影装置一式（カメラ、プリンター含む）	1
		マイクロプレート用小型低速遠心機	1
		マルチチャンネルピペット	4
		遠心分離器	2
		フリーザ付薬用保冷庫	1
		フリーザ付薬品保冷庫　麻薬金庫付	1
		恒温水槽	1

設置場所		品名	数量
病理関係	病理検査室	病理検査用顕微鏡	1
		病理検査用顕微鏡（デジタルカメラ・PC付）	1
		自動染色装置	1
		凍結切片作成装置及び超低温冷凍装置	1
		ﾌﾘｰｻﾞ付薬用保冷庫	1
		インキュベーター	1
		スターラー付恒温槽	1
		超音波洗浄機(バスケット付)	1
		スライドウォッシャー	1
		卓上振盪恒温槽	1
		電子上皿天秤（秤量52g）	1
	薄切室	スマートウォーターバス	1
		滑走式ミクロトーム	1
		パラフィンストレッチプレート	1
		パラフィン伸展器	1
		湯浴式パラフィン伸展器	1
	包埋室	パラフィン包埋ﾌﾞﾛｯｸ作製装置	1
		自動固定包埋装置	1
		パラフィン溶融器	1
		空気清浄機	1
	解剖室	解剖台	1
		切り出し台	1
		臓器標本保管用真空包装機	1
		臓器撮影用カメラスタンド	1
		プッシュプル式ホルムアルデヒド除去装置	1
		組織固定用振盪器	1
		デジタル一眼レフカメラ	1
		移動型診療用照明（スタンド式無影灯）	1
		ズーム式実体顕微鏡	1
	標本室	室内循環式ホルムアルデヒド除去装置	1
検査共通	洗浄滅菌室2	超音波ピペット洗浄機	1
		超音波洗浄機	1
		乾熱乾燥器	2
		オートクレーブ	2
		純水製造装置	1
	前室2	全自動製氷機	1
		白衣紫外線殺菌灯付きロッカー	1
		フリーザ付薬用保冷庫	1
	廃棄物保管庫	超低温フリーザー	1
その他		微生物検査用顕微鏡(現場用)	1

３　検査手数料

高崎市保健所関係使用料及び手数料条例（第２条別表第２抜粋）

令和４年４月１日現在

（１）と畜検査

（１頭につき）

区分	時間内	時間外
牛（生後１年以上）	700円	1,200円
牛（生後１年未満）	300円	720円
馬	700円	1,200円
豚	300円	720円
めん羊	100円	150円
山羊	100円	150円

（２）食鳥検査

食鳥検査	1羽につき5円

第２章　検査業務の概要

1　食肉検査業務の流れ

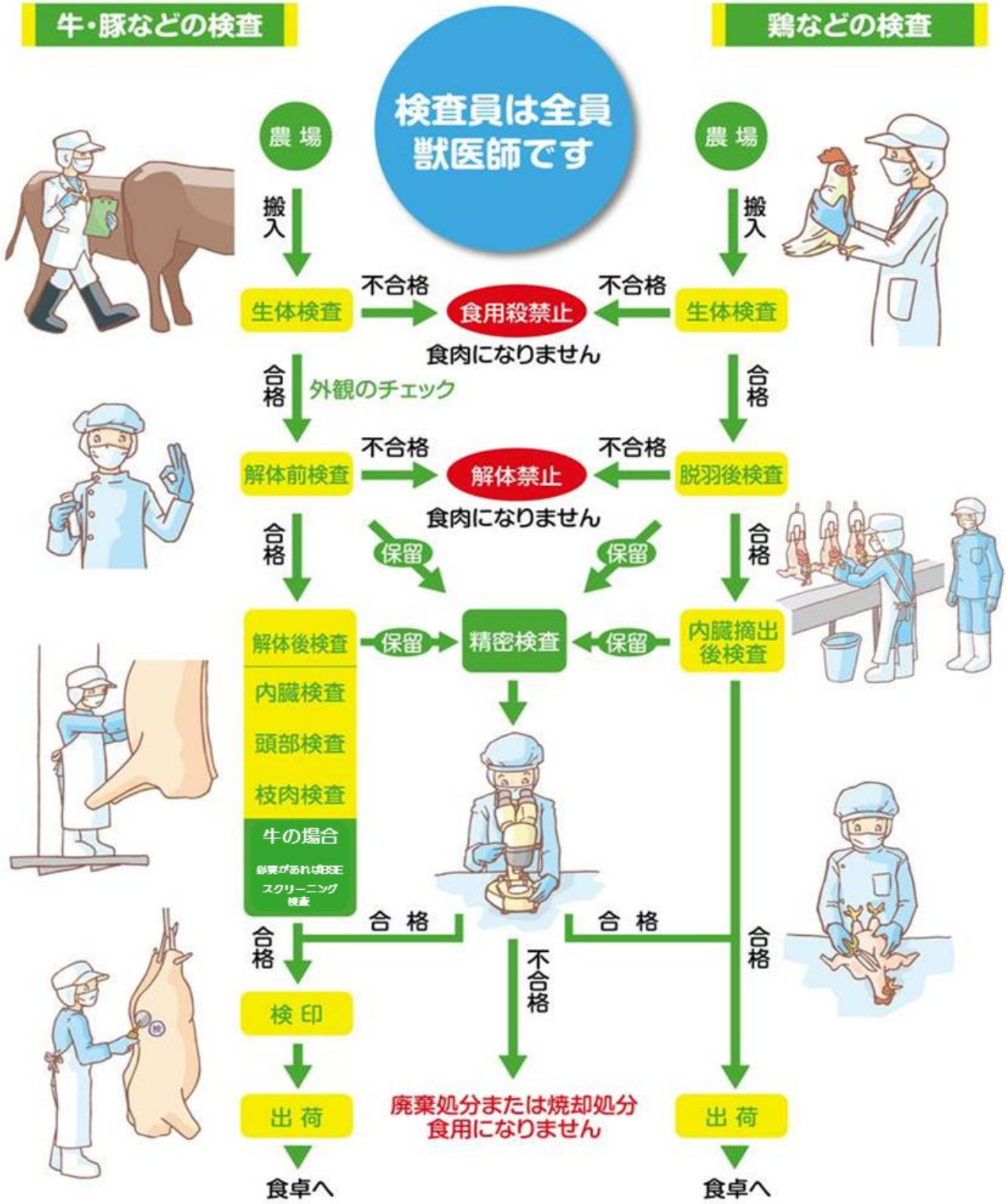
牛・豚などの検査
鶏などの検査
検査員は全員
獣医師です
農場
搬入
生体検査
不合格
食用殺禁止
食肉になりません
合格
外観のチェック
解体前検査
解体禁止
脱羽後検査
保留
解体後検査
内臓検査
頭部検査
枝肉検査
牛の場合
精密検査
内臓摘出
後検査
検印
出荷
廃棄処分または焼却処分
食用になりません
食卓へ

２　と畜検査

市内にと畜場は１か所（高崎食肉センター）あり、６名の検査員を派遣し、と畜検査を実施している。

（１）開場日数及びと畜検査頭数

年間開場日数２４３日

項目 / と畜場名	牛	子牛	馬	豚	めん羊	山羊	合計
高崎食肉センター（事故畜）	1,967 (0)	2 (0)	0	157,181 (0)	0	0	159,150 (0)

※（　）内は事故畜数で内数

（２）月別と畜検査頭数

	肉用牛	乳用牛	牛 合計(事故畜)	前年度比 (%)	子 牛	豚 合計(事故畜)	前年度比 (%)	開場日数
4月	149	36	185 (0)	117.8	0	14,180 (0)	89.7	22
5月	114	24	138 (0)	127.8	1	11,795 (0)	84.9	18
6月	129	36	165 (0)	105.1	0	12,762 (0)	102.4	20
7月	146	24	170 (0)	98.8	0	11,695 (0)	82.1	20
8月	107	36	143 (0)	91.1	0	12,685 (0)	95.7	20
9月	112	36	148 (0)	90.2	0	13,722 (0)	94.5	21
10月	105	37	142 (0)	88.8	0	13,613 (0)	77.3	20
11月	153	29	182 (0)	92.9	1	14,520 (0)	93.4	22
12月	179	36	215 (0)	92.7	0	13,578 (0)	83.5	20
1月	121	12	133 (0)	109.0	0	13,338 (0)	87.5	20
2月	110	38	148 (0)	112.1	0	11,818 (0)	82.8	18
3月	162	36	198 (0)	128.6	0	13,475 (0)	84.7	22
計	1,587	380	1,967 (0)	102.9	2	157,181 (0)	87.8	243

※（　）内は事故畜数で内数

（3）と畜検査に基づく廃棄処分頭数

畜種	検査頭数	項目	実頭数	細菌病								ウイルス病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病										計
				炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ症	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他	
牛	1,967	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄	840																			26			447	44	411	928
子牛	2	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄	1																								1	1	
馬	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
豚	156,520	禁止																											
		全部廃棄	3		1															1						1			3
		一部廃棄	66,572																			211			61,035	1,152	12,034	74,432
めん羊	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
山羊	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											
計	158,489	禁止																											
		全部廃棄	3		1															1						1			3
		一部廃棄	67,413																			237			61,482	1,196	12,446	75,361

3　食鳥検査

市内に年間処理羽数が 30 万羽を超える大規模食鳥処理場は２か所あり、株式会社朝びき若鶏に２名、株式会社ヤマショウフーズ群馬工場に２名の検査員を派遣し、食鳥検査を実施している。

（1）大規模食鳥処理場の開場日数及び処理羽数

項目 / 食鳥処理場名	鶏		あひる	七面鳥	合計	前年度比（%）	開場日数
	ブロイラー	成鶏					
株式会社 朝びき若鶏	4,422,759				4,422,759	105.1	260
株式会社ヤマショウフーズ群馬工場		3,886,134			3,886,134	93.2	264
合　　計	4,422,759	3,886,134			8,308,893	99.2	524

（2）食鳥検査結果に基づく廃棄処分羽数（大規模食鳥処理場）

			ブロイラー			成鶏		
検査羽数			4,422,759			3,886,134		
8,308,893			禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分実羽数			0	20,736	54,657	0	48,891	19,782
疾病別羽数	ウイルス・クラミジア病	鶏痘					277	
		鶏伝染性気管支炎						
		鶏伝染性喉頭気管炎						
		ニューカッスル病						
		鶏白血病						
		封入体肝炎						
		マレック病					3	
		その他						
	細菌病	大腸菌症		995			7	
		伝染性コリーザ						
		サルモネラ症						
		ブドウ球菌症						
		その他						
	その他の疾病	毒血症						
		膿毒症						
		敗血症						
		真菌症						
		原虫病（トキソプラズマ症を除く）						
		寄生虫病						
		変性		302	1,676		2,289	
		尿酸塩沈着症						
		水腫		20			3	
		腹水症		11,913			4,487	
		出血		11	1,705		7	
		炎症		1,834	47,556		6,659	10,774
		萎縮						
		腫瘍		1	1		1,578	9,008
		臓器の異常な形等			2,103			
		異常体温						
		黄疸		1			8	
		外傷		257			306	
		中毒諸症						
		削痩及び発育不良		4,376			2,274	
		放血不良		63			22,349	
		湯漬過度		9			653	
		その他		954	1,616		7,991	
計			0	20,736	54,657	0	48,891	19,782

第３章　精密検査業務

1　精密検査

（１）と畜検査における精密検査実施状況

疾病別精密検査実施数(牛海綿状脳症をのぞく)　（単位：頭）(頭数は延べ数)

検査対象病名		牛		豚		合計	
		保留数	全部廃棄数	保留数	全部廃棄数	保留数	全部廃棄数
微生物検査	豚丹毒（心内膜炎型）	－	－	22	1	22	1
	豚丹毒（皮膚型）	－	－	0	0	0	0
	豚丹毒（関節炎型）	－	－	1	0	1	0
	サルモネラ症	0	0	1	0	1	0
	トキソプラズマ症	－	－	0	0	0	0
	敗血症	0	0	22	1	22	1
	膿毒症	0	0	0	0	0	0
理化学検査	尿毒症	0	0	0	0	0	0
	高度の黄疸	0	0	0	0	0	0
病理検査	高度の水腫	0	0	0	0	0	0
	全身性の変性	0	0	8	0	8	0
	全身に及ぶ炎性産物等による汚染	0	0	1	1	1	1
	白血病	0	0	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症（ミコバクテリウム症）	－	－	1	0	1	0
	メラノーマ	0	0	0	0	0	0
	その他の多発性の腫瘍	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	56	3	56	3

（２）食鳥検査における精密検査実施状況

疾病別精密検査実施数　（単位：羽）

検査対象病名		ブロイラー	成鶏
微生物検査	大腸菌症	0	0
病理検査	鶏白血病	0	0
	マレック病	0	3
	鶏痘	0	1
その他の疾病		0	1
合計		0	5

２　ＢＳＥ（牛海綿状脳症）スクリーニング検査

平成 29 年 4 月 1 日から健康牛に係るＢＳＥ検査が廃止となり、24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの又は全身症状を呈するものについてのみ、検査を実施することとなっている。

令和３年度において、市内のと畜場で処理した牛は全て検査対象外だったため、ＢＳＥスクリーニング検査は実施していない。

ＢＳＥ検査の流れ

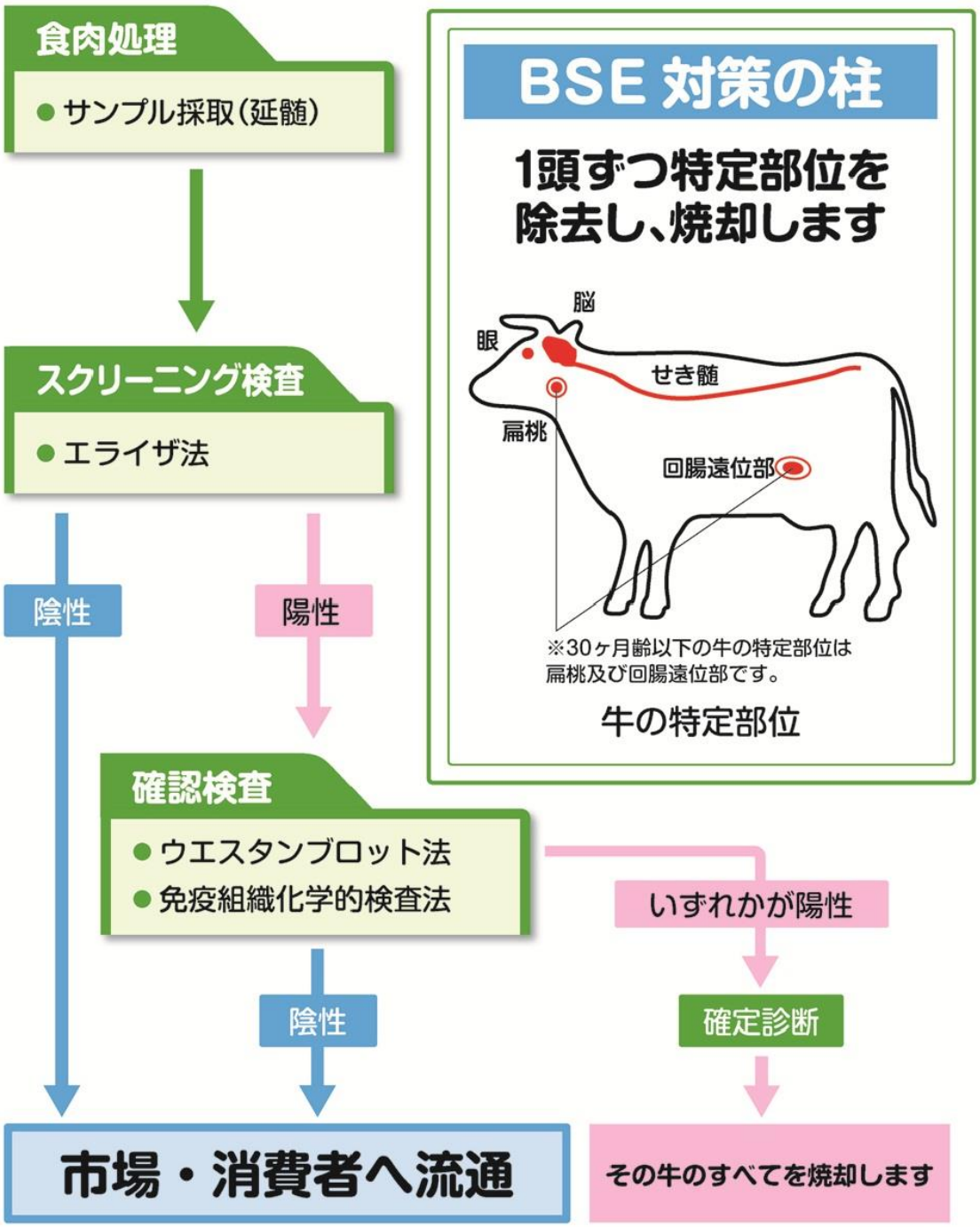

第４章　食肉衛生確保対策

1　と畜場・食鳥処理場の衛生指導

処理業者に対して、日々の臨場時及び定期的に行う立入検査時において、施設の衛生管理について指導した。また、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知令和２年５月２８日付け生食発 0528 第１号「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づき外部検証（記録検査、現場検査、微生物試験）を実施した。

（１）記録検査

処理業者が作成した衛生管理の実施記録の内容を確認し指導した。

実施頻度：と畜場（毎月）、食鳥処理場（毎月）

（２）現場検査

処理場の衛生管理及び衛生的な処理の実施状況を確認し指導した。

実施頻度：と畜場（毎日、毎月）、食鳥処理場（毎日、毎月）

（３）微生物試験

衛生管理の実施状況を客観的に評価するため、切除法による検査を実施し、その結果を厚生労働省に報告するとともに当該と畜場及び食鳥処理場へ還元した。

施 設 名	検査対象	頭羽数	検査部位	検体数[1)]	実施月
高崎食肉センター	豚枝肉	15	頸部	15	5月、9月、12月
	牛枝肉	15	頸部	15	
株式会社 朝びき若鶏	食鳥中抜きとたい（ブロイラー）	75	胸部	15	
株式会社 ヤマショウフーズ 群馬工場	食鳥中抜きとたい（成　鶏）	75	首皮	15	

※　検査項目：一般細菌数、腸内細菌科菌群数

1)：食鳥中抜きとたいについては、5羽をまとめて1検体としている

2　啓発事業

例年、食肉の安全・安心・衛生についての知識を市民に普及するための事業として、関係課と共同で６月に「食品衛生キャンペーン」を開催しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を加味し、令和３年度の開催は見送った。

第５章　調査研究・研修会

1　調査研究発表状況

令和３年度は、調査研究発表は行っていない。

2　研修等

令和３年度は、研修会への参加はなかった。